公告 第 78 号
令和7年6月13日

公　　　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊木更津駐屯地
第316会計隊木更津派遣隊長　高　野　淳

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

グループ	件名	規格・単位・数量	納地	納期
A	可搬式整備作業台修理役務	仕様書のとおり	陸上自衛隊木更津駐屯地	令和7年12月31日
B	体育館バスケットゴール設置役務			令和7年7月31日

2 入札参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所
陸上自衛隊木更津駐屯地　第316会計隊木更津派遣隊事務室(＃762隊舎1F)及び
東部方面会計隊ウェブサイト(https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html)

4 説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所　：令和7年7月1日(火)10時30分　第316会計隊木更津派遣隊　入札室

5 保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：グループ別総額　契約方式：一般競争

7 注意事項
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
(3) 競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「D」等級以上に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域　の競争参加資格を有する者。(競争参加資格の年度：令和7・8・9年度)
(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者。(協力者含む。)
(5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停 止権者が認めた場合には、この限りでない。
(8) 保証金については免除ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5以上、契約者がその義務を履行しないときは契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の方法
「落札決定に当たっては、入札(見積)書に記載された金額に当該金額の100分の10(軽減税率対象品目については100分の8)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札(見積)者は、消費税及び地方消費税に係る 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００(軽減税率対象品目については１０８分の１００)に相当する金額を入札(見積)書に記載すること。」

9 入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札は無効とする。

11 契約書の作成
(1) 契約金額が50万円超えた場合は請書を、150万円超えた場合は契約書を契約締結後遅滞なく作成する。
(2) 適用する条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

12 その他
(1) 入札開始前に必ず「資格決定通知書(写し)」を提出すること。
(2) 代理による入札参加者は、入札時に「入札委任状」を提出すること。
(3) 入札及び契約に関する詳細は、「入札及び契約心得」を閲覧すること。
(4) 郵便による入札は令和7年6月30日　15時00分までに、下記宛先まで必着とする。
封書には、会社名、入札日時、件名、グループ及び朱書で「入札書在中」と明記し、郵送すること。
また、事前に郵送による入札を行う旨の連絡を申し出ること。
(5) 電信・電話・FAXによる入札は、不可とする。
(6) 初度入札で最低入札価格が予定価格を下回らず再度入札となった入札で、郵便による入札参加があった場合、再度入札の日時については別示する。
(7) 同等品を使用する場合、6月25日　16時までに同等品申請をすること。
(7) 本公告に関する問い合わせ　：　〒292-8510　千葉県木更津市吾妻地先　陸上自衛隊木更津駐屯地
第316会計隊木更津派遣隊契約班　谷山
TEL:0438－23－3411(内線351)
FAX:0438－23－3411(内線357　交換切替)
(8) 仕様書に関する問い合わせ　：　GpA　1輸送ヘリ群　上原(内線281)
GpB　業務隊厚生科　宇田川(内線746)
※FAX送信の際は、音声通話からのFAX切り替え、もしくは電話で一報してからのFAX待ち受けどちらかになります

調達要求番号：５１GM１ＡＺ０００２

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	７５２３２３６	仕様書番号
件名　可搬式整備作業台修理役務		ヘリ群－０００００４
		作成　令和７年６月４日
		変更
		第１輸送ヘリコプター群

1　総　則

1.1　適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊第１ヘリコプター団、第１輸送ヘリコプター群の保有する可搬式整備作業台修理役務について規定する。

1.2　引用文書

この仕様書に引用する次の文書等は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ００００１ＡＡ　陸上自衛隊装備品一般共通仕様書

1.3 適用器材

品　名	規　格	数　量	Ｓ／Ｎ
可搬式整備作業台	７５２３２３６	４	NZ110718（アラームセンサー） NZ110719（コントロールハーネス） 10154（コントロールハーネス） 07-000021（走行モーター）
重　量	作業高	全　長	全　幅
２８００ｋｇ	１０．２８ｍ	３．３６ｍ	１．７ｍ

2　修理に関する要求

2.1　実施時期

日程等については官側と細部調整を実施するものとする。

2.2　修理作業実施場所

木更津駐屯地内で官側と請負業者と細部調整した場所において修理をする。

2.2　修理作業基準

当該器材の製造会社の社内基準・規格による。

2.3　作業要領

2.3.1　作業内容

修理作業基準に基づき、可搬式整備作業台が正常に運用できるようにする。

a)　修　理

可搬式整備作業台の点検、部品交換及び修理を行う。

b)　機能検査

作業完了後に可搬式整備作業台を稼働させ、機能検査を実施する。

3　品質保証

3.1　検査

検査は官側検査官立会いの下、機能点検を実施し合否を判定する。

3.2　保証

作業完了から３ヶ月とし、この期間に発生する修理作業で整備した範囲内の不具合等は、実施業者の責任において無償で修理を行うものとする。

4　仕様書に対する疑義

この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

5　秘密保全

請負業者は、この契約の履行にあたり直接または間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、契約終了後も同様とする。

6　その他

6.1　作業中、駐屯地の施設を破損又は汚損したときは、受託者の責任において速やかに修復する。

6.2　本仕様書の規定しない事項は、契約業者の規定する仕様及び社内規定並びに商習慣とする。

作成年月日：令和７年６月　３日
仕様書番号：厚－５号

業務隊長

厚生科長	厚生班長	宿舎係
	起案	

体育館バスケットゴール設置役務

表紙を含む　４枚

役務件名	体育館バスケットゴール設置役務	図面番号	１／４
図面名称	表　紙	縮尺	―
陸上自衛隊　木更津駐屯地業務隊　厚生科			

仕　様　書

1　役務件名
　体育館バスケットゴール設置役務
2　役務場所
　千葉県木更津市吾妻地先　木更津駐屯地体育館
3　役務概要
　バスケットゴールの設置
4　一般事項

(1)　本仕様書は陸上自衛隊木更津駐屯地で実施する「体育館バスケットゴール設置役務」について、必要な事項を規定する。

(2)　本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、全て監督官と協議する。

(3)　現場の納まり及び取り合わせ等により軽微な変更の必要性が生じた場合は監督官と協議し、その指示により実施すること。但し、原則として請負金額の増減、納期の延期はしない。

(4)　本役務により発生した産業廃棄物等は、全て請負業者が責任をもって適切に処分し、マニフェストE票（写し）を速やかに官側に提出すること。

(5)　使用材料は、各種公共役務標準仕様書に示す規格に適合したもの及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を標準とし、現場に搬入後、官側の検査を受けて合格した物を使用すること。

(6)　請負業者は現場代理人及び主任技術者を指名し、関係諸法令に従い本役務の施工計画を作成、工程管理、品質管理及び作業に従事する者の技術上の指導監督を行うとともに、常に整理整頓を行い、特に危険個所の点検を行う等の事故防止に努めること。尚、役務災害等は請負業者が自らその責任を負うこと。

(7)　設計図書に示された機能及び目的を完全に満たし、実施に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け受注者の責任において実施すること。また、作業中既存部分等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において復旧を実施するほか、それに伴う損害を補償しなければならない。

(8)　仮設材料以外の材料は全て新品とし、ＪＩＳ規格等の適用品とする。これらの適用品以外の物については、監督官と協議すること。

(9)　写真は作業前、作業中、作業後、隠ぺいとなる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他監督官の指示により計測等を実施した箇所の写真を撮影すること。また、役務完了後は速やかに原版と共に整理し提出すること。

(10)　土日及び祝日は原則作業不能日をするが、官側の指示による。

(11)　本役務において、外国人の作業員については認めない。

(12)　本役務において、役務受注者が役務従事者との下請負契約を実施する場合は、着手後速やかに施工体制台帳を提示し、官側の確認を得ること。また官側より是正を求められた場合は速やかに是正し、再提示すること。

5　特記事項

(1)　実施事項は次の通りとし、細部は官側と調整すること。

番　号	実　施　事　項
1	バスケットゴールの設置（設置場所補強含む） Senoh　壁面固定折畳式バスケット装置　又は同等品以上 数量　1 SET（１コート分）
2	点検、清掃

(2)　発生した廃材については、業者の責任で回収処分すること。

(3)　入札前に確実に現場確認を実施すること。

(4)　作業終了後は、確実に清掃を実施すること。

(5)　細部については、官側と現場で調整すること。

役務件名	体育館バスケットゴール設置役務	図面番号	2／4
図面名称	仕様書	縮尺	—
陸上自衛隊　木更津駐屯地業務隊　厚生科			

位置図

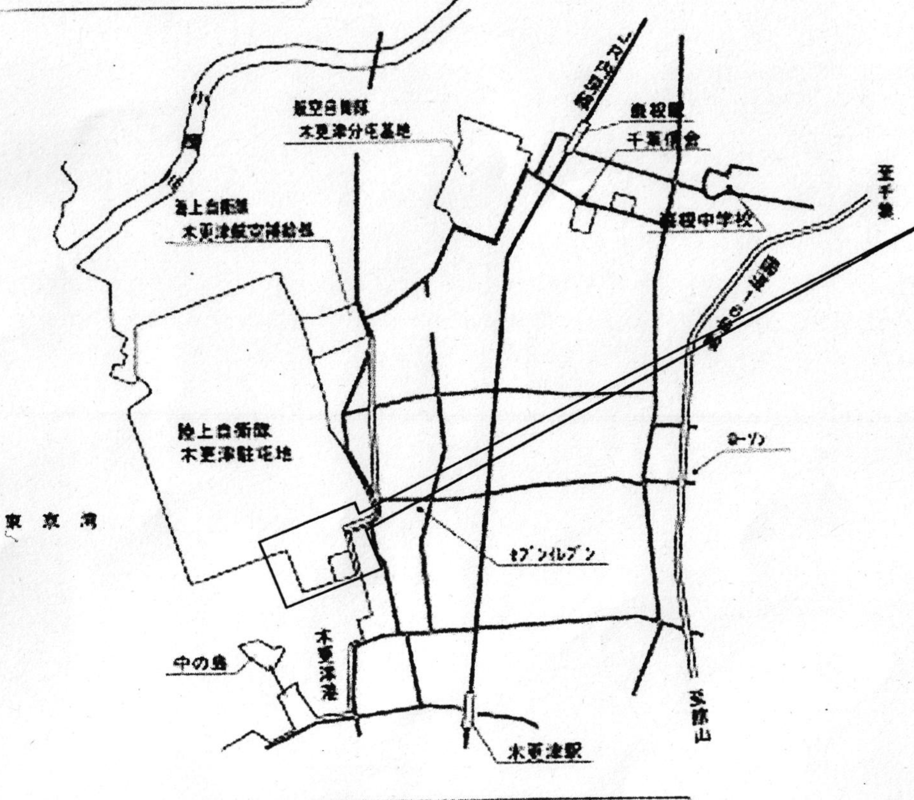

案内図　S=Non

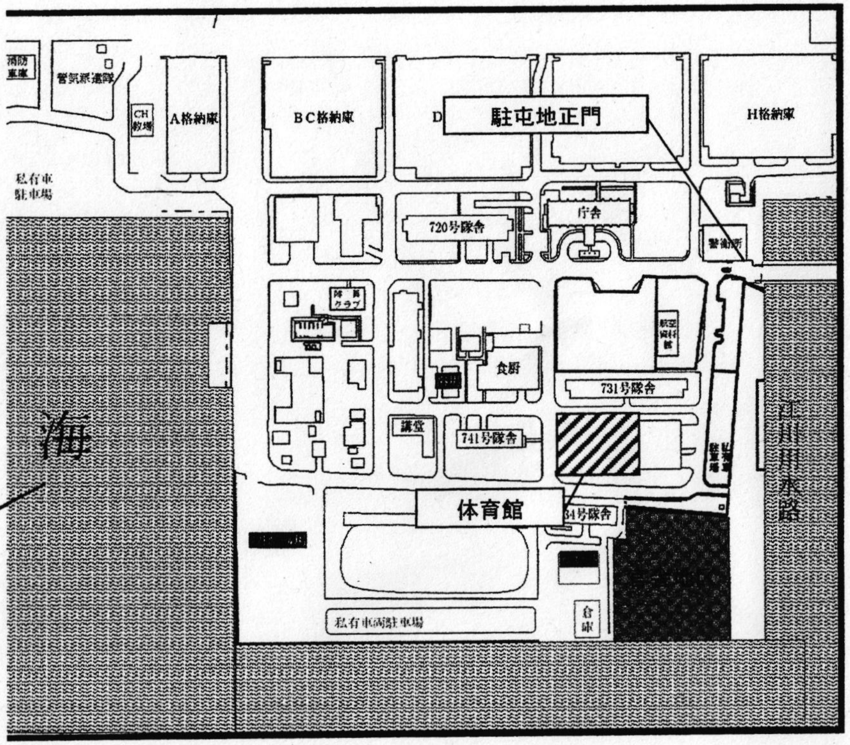

役務件名	体育館バスケットゴール設置役務	図面番号	3／4
図面名称	体育館案内図	縮　尺	—
陸上自衛隊　木更津駐屯地　厚生科			

設置されていない状態

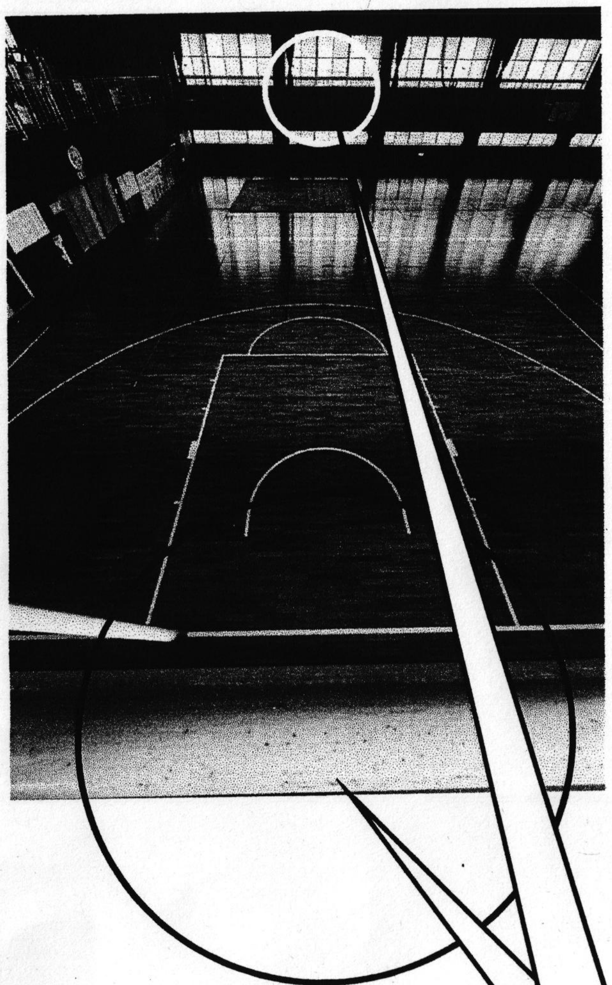

○部分に設置

設置後の状態

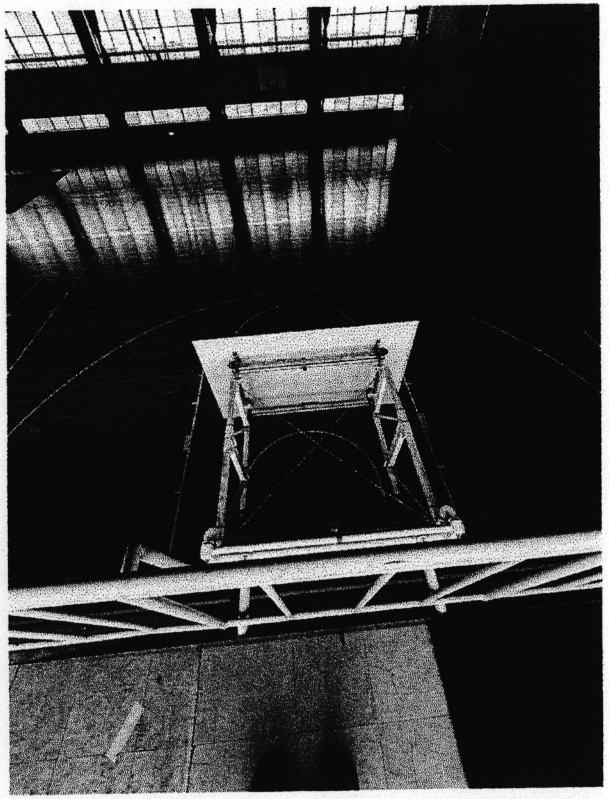

設置した状態

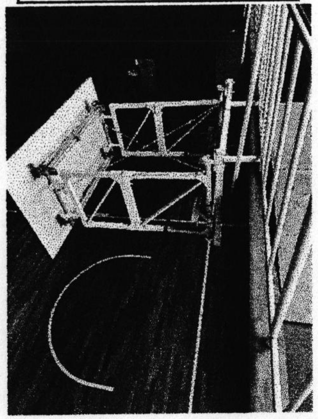

土台部分

番号	実施個所	役務内容
1	バスケットゴール	搬入・設置
2	バスケットゴール	点検、清掃

役務件名	体育館バスケットゴール設置役務	図面番号	4／4
図面名称	体育館内部図、細部位置図	縮　　尺	—
陸上自衛隊　木更津駐屯地　厚生科			